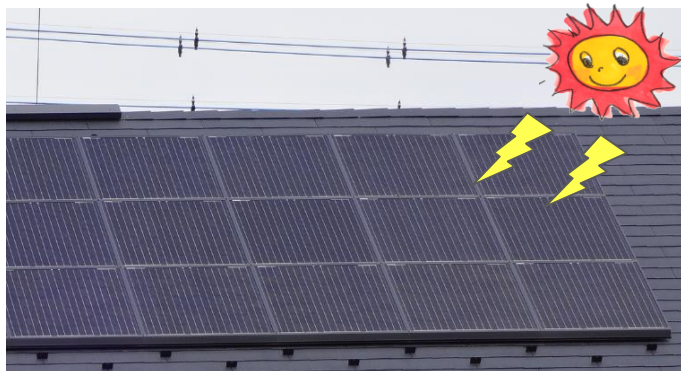


平成31年度(2019年度) 八王子市再生可能エネルギー利用機器 (太陽光発電システム、太陽熱利用システム、木質ペレットストーブ) 設置費補助制度のご案内

この補助制度は、再生可能エネルギー利用機器の導入促進を図るとともに、地域経済の活性化を促進するために、市内の住宅又は事業所に機器を設置する方に対して補助を行うものです。



提出書類に不備があると受付できない場合がございます。

必ず、本パンフレット及び交付要綱を確認のうえ、疑問点・不明点がございましたら、申請前に相談いただくようお願いいたします。



【補助対象機器及び補助金額】

- ◎太陽光発電システム 2万円/1kW(上限 10万円)
- ◎太陽熱利用システム 5万円/1件
- ◎木質ペレットストーブ 補助対象経費の2分の1(上限 10万円)
- ◎上記+HEMS 1万円増額(単独補助なし)

※ 各機器の要件は2ページをご覧ください。

【申請受付開始日】

平成31年(2019年)4月10日(水)

※予算の範囲内で先着申請受付順

【問い合わせ先・申請先】

八王子市環境部環境政策課(本庁舎2階) 八王子市元本郷町3丁目24番1号

電話:042-620-7384 FAX:042-626-4416 E-mail:b110400@city.hachioji.tokyo.jp

※書類の受付は窓口のみ(代行可)とし、郵送での受付は行いません。

【補助対象者】

次の①～④に該当する方

	機器設置者	機器設置者所在	機器用途	機器設置場所
①	個人又は 個人事業主	実績報告時に市内に住民 登録があること。	住宅用	市内の住宅
②	個人又は 個人事業主	実績報告時に市内に住民 登録があること。	事業所用	市内の事業所
③	中小企業者等	実績報告時に市内に事業 所を有していること。	住宅用	市内の住宅
④	中小企業者等	実績報告時に市内に事業 所を有していること。	事業所用	市内の事業所

※中小企業者等の定義は、交付要綱で確認してください。

補助対象者の要件

◎ 機器の設置及び施工前に交付申請を行うこと。

※ 機器の設置及び施工は、市が審査し、交付決定通知書を発行した後に行ってください。

なお、同通知書の発行には2週間ほど掛かりますので、余裕を持った申請をお願いします。

(平成31年(2019年)4月27日から平成31年(2019年)5月6日まで閉庁となりますので、
連休明けに設置及び施工を行う予定がある場合は、ご注意ください。)

◎ 市税の滞納がないこと(個人については世帯員全員)。

◎ 機器の購入又は施工等にあたり市内に事業所を有する事業者を利用すること。

◎ 太陽光発電システムについては、電力会社と余剰電力の買取りに係る電力受給契約を締結すること。

◎ 市の事業「はちおうじ省エネ国」若しくは「八王子省エネカンパニー」に登録していること又は実績報告時に登録すること。

◎ 住宅又は事業所の販売等による利益を目的としていないこと。

◎ 八王子市暴力団排除条例(平成23年12月15日条例23号)第2条に規定する者でないこと。

◎ 完了日から1ヶ月以内(市から承認を受けた場合1ヶ月延長可能)又は平成32年(2020年)3月13日のいずれか早い日までに実績報告を行うこと。

※ 完了日は、既存住宅では補助対象機器の設置が完了した日、新築住宅では引き渡し日(引き渡し
が完了していない場合、登記日でも可)とします。

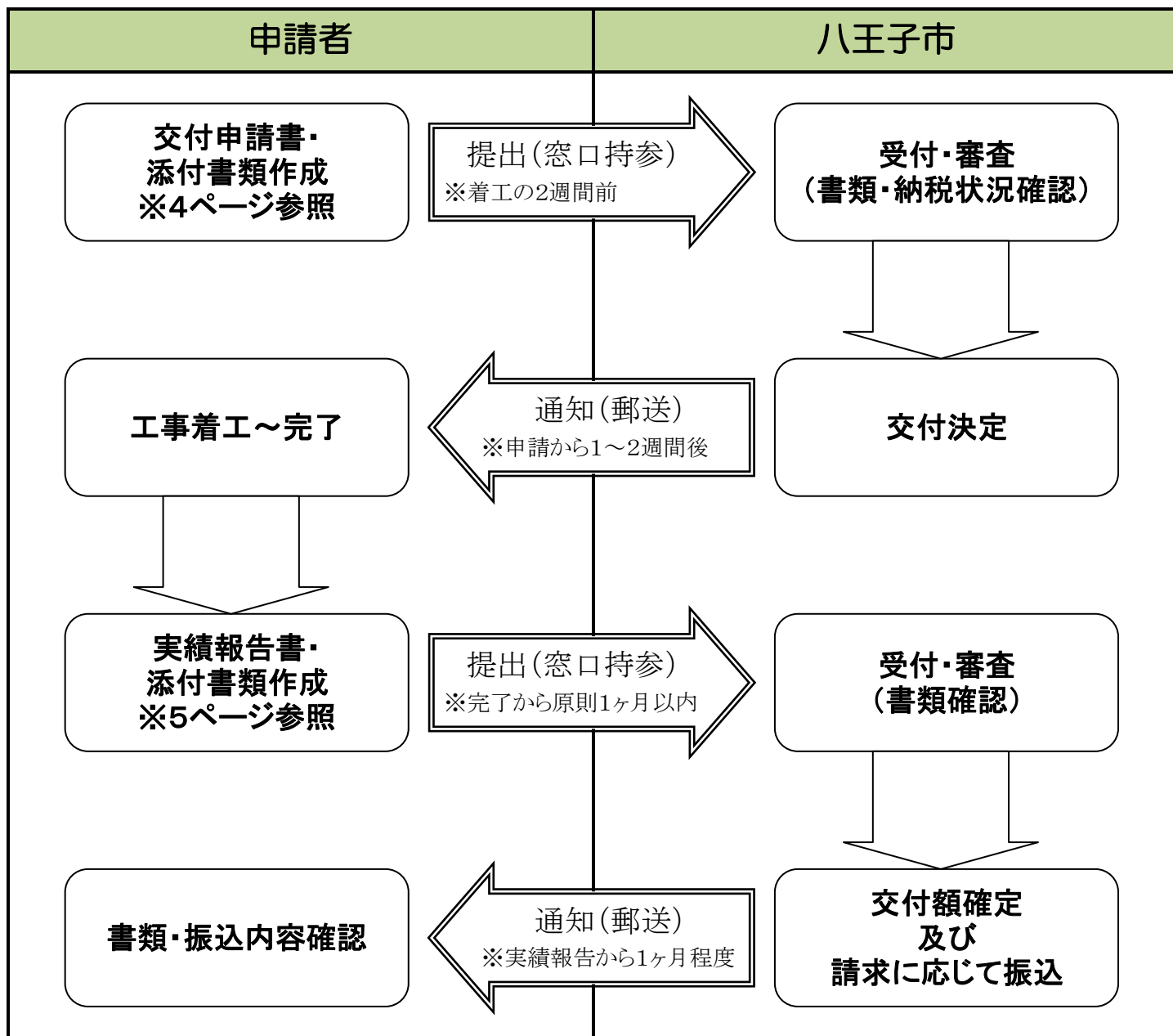
【補助対象機器の要件及び補助金額】 ※他の補助金との併給も可能です。

補助対象機器	要件	補助金額
太陽光発電システム	一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたもの、又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。	1kWあたり2万円 (上限10万円)
太陽熱利用システム	強制循環式ソーラーシステム及び自然循環式太陽熱温水器。ただし、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの(集合住宅に設置する場合には、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定に準じた性能を持つものとして市長が認めるもの)であること。	5万円
木質ペレットストーブ	木質ペレット(木材を粉砕したおが粉を円形状に固めたもの)のみを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機器であること。	補助対象経費の1/2 (上限10万円)
HEMS ※上記いずれかの機器と併せて導入した場合	一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されたもの又はシステム若しくは住宅全体の電力使用量等の情報を蓄積する主たる計器について、「ECHONET Lite規格」を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。	1万円増額 (単独補助なし)

<備考>

- 1 機器は、全て未使用品且つ購入品であること。
- 2 設置にあたっては、建築基準法その他関係法令を遵守すること。
- 3 太陽光発電システムの補助金額は、最大出力kWの小数点以下2桁未満を切り捨てて計算する。
- 4 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 補助対象経費を超える補助は行わない。

【手続きの流れ】



【交付決定後に申請内容を変更しようとする場合】

申請内容に変更があった場合、速やかに、内容変更・中止申請書の提出が必要です。同申請書の提出をせずに、申請内容と異なる実績報告をおこなった場合、補助金を交付することができません。

同申請書を提出後、機器の設置及び施工は、市が審査し、内容変更・中止承認通知書を発行した後に行ってください。

なお、同通知書の発行には1週間ほど掛かりますので、余裕を持った申請をお願いします。

詳細は、お問い合わせください。

<主な変更内容例>

- (1) 機器設置住所・補助対象経費を変更する場合
- (2) 機器設置を中止する場合
- (3) 補助金の申請金額を減額する場合 ※補助金の申請金額を増額することはできません。
- (4) その他、機器や機器設置工事の内容を変更する場合など

交付申請

- ◆受付開始日 平成31年（2019年）4月10日（水）※予算の範囲内で先着申請受付順
- ◆申請先 環境部環境政策課窓口（郵送不可）
- ◆提出書類 交付申請書（第1号様式）及び添付書類（以下のとおり）
※○：必要な書類 / △：場合によって必要な書類

添付書類一覧		申請者区分							
		個人				中小企業者等			
		既存住宅	新築住宅	既存事業所	新築事業所	既存住宅	新築住宅	既存事業所	新築事業所
※各項目における添付書類について、他の項目の添付書類と必要書類が重複していた場合は、省略することができます。									
建物に関して	1	建物の所有が確認できる書類の写し（平成30年以降の日付のもの） （例）・登記事項証明書（建物） ・固定資産（家屋）評価証明書 ・固定資産税・都市計画税納税通知書 →所有者が確認できるページ及び課税資産明細書（家屋）のページ ※住民票では所有者が確認できません。	○	○	○	○	○	○	○
	2	建物の所有の予定が確認できる資料（新築建物の契約書の写し等）	△	○	△	○	△	○	△
	3	【建物の所有が共有又は本人以外が所有者の場合】 申請者が建物の所有者全員から機器を設置することに対して承諾を得ていることが確認できる書類（承諾書）	△	△	△	△	△	△	△
機器に関して	4	機器設置工事の契約書又は見積書	○	○	○	○	○	○	○
	5	補助対象経費内訳書 ※指定の書式に必要な事項を記入してください。	○	○	○	○	○	○	○
	6	機器の設置位置を示す書類（平面図、割付図、立面図等の写し） ※太陽光発電システムの場合、モジュールの枚数が確認できるもの。	○	○	○	○	○	○	○
	7	機器の購入又は施行等に市内事業者を利用したことが証明できる書類（市内に所在していることが確認できる契約書等の写し、市内に事業所を有していることが確認できるホームページ等の写し・名刺等）	○	○	○	○	○	○	○
	8	機器の型式、公称最大出力、形状が確認できる書類（製品カタログやパンフレット等）	○	○	○	○	○	○	○
	9	機器の設置場所が確認できる撮影日（1ヶ月以内）記載の写真 【既存の場合】建物全体の写真及び機器の設置位置の写真 【新築の場合】現況写真	○	○	○	○	○	○	○
その他	10	【中小企業者等の場合】 会社情報及び事業内容が確認できる書類（約款、会則、法人登記簿、活動実績書等の写し）	△	△	△	△	○	○	○
	11	【交付申請時に八王子市民でない個人の場合】 交付申請時の世帯員構成が確認できる住民票の写し（複写可）	△	△	△	△	△	△	△
	12	その他市長が必要と認める書類 ※上記書類で審査できない場合、追加で書類の提出を求められます。	△	△	△	△	△	△	△

実績報告

- ◆提出期限 完了日から1ヶ月以内（市から承認を受けた場合1ヶ月延長可能）
又は平成32年（2020年）3月13日のいずれか早い日
- ◆提出先 環境部環境政策課窓口（郵送不可）
- ◆提出書類 実績報告書（第6号様式）及び添付書類（以下のとおり）
※○：必要な書類 / △：場合によって必要な書類

添付書類一覧		申請区分								
		個人				中小企業者等				
		既存住宅	新築住宅	既存事業所	新築事業所	既存住宅	新築住宅	既存事業所	新築事業所	
※各項目における添付書類について、他の項目の添付書類と必要書類が重複していた場合は、省略することができます。										
建物に関して	1	【新築の建物の場合】 建物の所有が確認できる書類（以下の2点のいずれか） ①登記事項証明書（建物）の写し ②登記情報提供サービスにより発行される書類（建物）の写し	/	○	/	○	/	○	/	○
	2	対象機器設置工事の領収書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○
機器に関して	3	補助対象経費内訳書 ※指定の書式に必要事項を記入すること。	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	機器の設置又は施工場所を示す書類（平面図、割付図、立面図等の写し） ※申請段階から変更があった場合に限りです。	△	△	△	△	△	△	△	△
	5	対象機器の設置にあたり市内事業者によって施工又は購入したことを証明する書類（市内に所在していることがわかる領収証の写し、八王子市に事務所または事業所があることがわかる会社情報やホームページ等の写し） ※工事請負契約を結んでいる事業者が市内に事業所を有しておらず、一部の工事、または機器の購入についてのみ、市内事業者へ依頼した場合に限りです。	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	対象機器設置後の写真（日付入りで、建物全体の写真及び設置機器・施工箇所がわかる写真） ※太陽光発電システムの場合は、太陽電池モジュールの設置した枚数がわかるように撮影してください。HEMSについては、型番が記載されている箇所の写真及び設置箇所がわかる写真をご提出ください。	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	【太陽光発電システムの場合】 電力受給契約が締結されていることが確認できる書類の写し（電力会社の承諾日、申請情報等が記載されているもの）	△	△	△	△	△	△	△	△
その他	8	その他市長が必要と認める書類 ※上記書類で審査ができない場合は、追加で資料を求めることがあります。	△	△	△	△	△	△	△	△

書類作成時の注意事項等

- 鉛筆・消えるボールペン等は使用しないでください。
- 申請者の印鑑が必要な書類においては、**すべて同一の印鑑**(スタンプ印不可)を押してください。
- 記入に誤りがあった場合、訂正印(同一の印鑑)が必要です。(捨印での対応も可(補助申請金額を除く))
- 提出書類は返却しませんので、必要に応じてご自身で控えを取ってください。
- 市ホームページで様式等をダウンロードすることができます。

URL: <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/004/a546973/a871645/p007132.html>

【トラブルにご注意！！】

再生可能エネルギー利用機器の販売業者に対する苦情に加え、最近では、近隣住民とのトラブルについての相談が寄せられています。

その例をいくつかご紹介しますので、十分に注意をお願いいたします。

- (1) 売電収入について、過剰な説明や、売電制度について不正確な説明をする。
- (2) 購入する機器が補助金の対象外であるのに「補助金が受けられる」と説明する。
- (3) 契約を急がせる、お得感の強調、長時間にわたる勧誘等で冷静に検討させない。
- (4) 太陽光パネルの反射光や、積もった雪の落下。
- (5) 木質ペレットストーブから出る臭いや煙。



◆アドバイス◆

- (1) 補助金、発電量、売電量などについて、自分でよく情報収集する。
- (2) 複数社から見積もりをとり検討する。
- (3) 契約前に事業者と契約内容などについてよく話し合い、十分に納得の上で契約する。

【「はちおうじ省エネ国」及び「八王子省エネカンパニー」について】

◎はちおうじ省エネ国

家庭を一つの国として省エネルギーに取り組み、地球にやさしい生活をしていくものです。

具体的には、省エネに取り組みながら、チェックシートに電気やガスの使用量等を記録していただき、1年間記録したものを市に提出していただくことで“感謝状”を差し上げます。

その他、省エネ情報を記載した省エネ国通信、イベントの優先招待など、様々な特典があります。

◎八王子省エネカンパニー

市では省エネルギーに前向きに取り組む事業者を「八王子省エネカンパニー」としてPRします。

市のホームページ等で参加事業者名を公開するほか、省エネに関する講座の開催や情報提供など、省エネの取り組みをサポートしていきます。

【問い合わせ先】

<補助制度に関すること> 八王子市環境部環境政策課(市役所本庁舎2階)

〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目 24 番1号

電話:042-620-7384 FAX:042-626-4416 E-mail:b110400@city.hachioji.tokyo.jp

<消費生活相談に関すること> 八王子市消費生活センター

◎契約のトラブルなど消費生活に関するご相談をお受けしています。

〒192-0082 八王子市東町 5-6 クリエイトホール地下1階

相談専用電話:042-631-5455

相談時間:午前9時～午後4時30分(日・祝・休日、年末年始を除く)